

別表 1

<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 2 の 23 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成 17 年厚生労働省告示第 112 号）の別表第二の番号</p>	<p>適合性チェックリストの対象となる 医療機器の名称</p>
<p>2</p>	<p>1 頭蓋計測用 X 線診断装置</p>